

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る質問と回答

No	質 問	回 答	回 答 日
89	介護予防ケアマネジメント業務の一部委託を受け、新規で総合事業のみのケアプランを作成する場合、初回加算が算定できるのか。	<p>下記の場合に初回加算が算定できます。</p> <p>①新規で介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを実施する場合 ②介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施が終了して、2か月以上経過した後に、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを実施する場合 ③要介護者が要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを実施する場合</p>	H29.2.17
90	サービス内容が生活援助のみの場合、緩和した基準による訪問型サービスしか利用できないのか	<p>提供するサービス内容が生活援助のみの場合でも、既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケースや、ケアマネジメントで専門的なサービスが必要と認められるケースにおいては、現行相当の訪問型サービスを利用できる場合もあります。下記を参考に地域包括支援センターに相談をお願いします。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時に息切れなどにより、日常生活に支障がある者 	H29.2.17